

## ○日常生活用具一覧

種目	障害及び程度
特殊寝台	① 下肢又は体幹機能障害2級以上(18歳以上) ② 難病患者等で、寝たきりの状態にあるもの
特殊マット	① 下肢又は体幹機能障害2級以上 ② 難病患者等で、寝たきりの状態にあるもの
特殊尿器	① 下肢又は体幹機能障害1級(常時介護を有する者に限る。)(学齢児以上) ② 難病患者等で、自力で排尿できないもの
入浴担架	下肢又は体幹機能障害2級以上(入浴に当たって、家族等他人の介助を要する者に限る。)
体位変換器	① 下肢又は体幹機能障害2級以上(下着交換等に当たって、家族等他人の介助を要する者に限る。)(学齢児以上) ② 難病患者等で、寝たきりの状態にあるもの
移動用リフト	① 下肢又は体幹機能障害2級以上(3歳以上) ② 難病患者等で、下肢又は体幹機能に障害のあるもの
訓練用椅子	下肢又は体幹機能障害2級以上の児童(3歳以上)
訓練用ベッド(児のみ)	① 下肢又は体幹機能障害2級以上の児童 ② 難病患者等で、下肢又は体幹機能に障害があるもの
入浴補助用具	下肢又は体幹機能障害児・者、難病患者等で、入浴に介助を必要とするもの(3歳以上)
便器	① 下肢又は体幹機能障害2級以上(学齢児以上) ② 難病患者等で、常時介護を要するもの
T字状・棒状のつえ	平衡機能又は下肢若しくは体幹機能に障害を有し、歩行に介助を必要とする者
移動・移乗支援用具	① 平衡機能又は下肢若しくは体幹機能に障害を有し、家庭内の移動等において介助を必要とする者(3歳以上) ② 難病患者等で、下肢が不自由なもの
頭部保護帽	① 療育手帳の障害程度が重度以上で、てんかんの発作等により頻繁に転倒する者 ② 平衡機能又は下肢若しくは体幹機能に障害を有し、頻繁に転倒する者(3歳以上) ③ 精神障害者(てんかんの発作等により頻繁に転倒するもの)
特殊便器	① 上肢障害2級以上 ② 難病患者等で、上肢機能に障害のあるもの
火災警報器	身体障害等級2級以上(火災発生の感知及び避難が著しく困難な障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯)

自動消火器	身体障害等級2級以上の者又は難病患者等である者(火災発生の感知及び避難が著しく困難な上記障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯)
電磁調理器	視覚障害2級以上(盲人のみの世帯及びこれに準ずる世帯)
歩行時間延長信号機用	視覚障害2級以上
小型送信機	
聴覚障害者用屋内信号装置	聴覚障害2級(聴覚障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯で日常生活上必要と認められる世帯)
透析液加温器	腎臓機能障害3級以上で自己連続携行式腹膜灌流法(CAPD)による透析療法を行う者
ネブライザー(吸入器)	① 呼吸器機能障害3級以上又は同程度の身体障害者であって、必要と認められるもの(学齢児以上) ② 難病患者等で、呼吸器機能に障害があるもの
たん吸引器(バッテリー付、コンセント式及び手動式とする。)	① 呼吸器機能障害3級以上又は同程度の身体障害者であって、必要と認められるもの(学齢児以上) ② 難病患者等で、呼吸器機能に障害があるもの
酸素ボンベ運搬車	医療保険における在宅酸素療法を行う者
視覚障害者用体温計(音声式)	視覚障害2級以上(当該者の世帯が盲人のみの世帯及びこれに準ずる世帯)
視覚障害者用体重計	視覚障害2級以上(盲人のみの世帯及びこれに準ずる世帯)
視覚障害者用音声血圧計	視覚障害2級以上(盲人のみの世帯及びこれに準ずる世帯)
動脈血中酸素飽和度測定器(パルスオキシメーター)	難病患者等で人工呼吸器の装着が必要なもの
正弦波インバーター発電機	次の①又は②に該当し、かつ、障害の原因となった疾病により人工呼吸器、ネブライザー、電気式たん吸引器、吸引吸入両用器等を使用している者
ポータブル電源(蓄電池)	① 呼吸器機能障害3級以上又は同程度の身体障害者であって、必要と認められる者(学齢児以上) ② 難病患者等で、呼吸器機能に障害がある者
携帯用会話補助装置	音声機能若しくは言語機能障害又は肢体不自由であって、発声・発語に著しい障害を有する者
情報・通信支援用具	視覚障害又は上肢機能障害2級以上若しくは言語、上肢機能複合等級2級以上(文字を書くことが困難なものに限る。)
点字ディスプレイ	視覚障害2級以上の身体障害者であって、必要と認められるもの
点字器	視覚障害者
点字タイプライター	視覚障害2級以上(本人が就労若しくは就学しているか又は就労が見込まれる者に限る。)

視覚障害者用ポータブルレコーダー	視覚障害2級以上
視覚障害者用活字文書読上げ装置	視覚障害2級以上
視覚障害者用拡大読書器	視覚障害者であって、本装置により文字等を読むことが可能になるもの
視覚障害者用時計	視覚障害2級以上
聴覚障害者用通信装置(FAX)	聴覚障害又は発声・発語に著しい障害を有する者であって、コミュニケーション、緊急連絡等の手段として必要と認められるもの(学齢児以上)
聴覚障害者用情報受信装置	聴覚障害者であって、本装置によりテレビの視聴が可能になるもの
人工喉頭	喉頭摘出者
点字図書	主に、情報の入手を点字によっている視覚障害者
地上デジタル放送対応ラジオ	視覚障害2級以上(18歳以上)
暗所視支援眼鏡	視覚障害者又は夜盲若しくは視野狭窄の症状を呈する難病患者等
ストーマ装具(尿路系)	ぼうこう機能障害でストーマ造設者
ストーマ装具(消化器系)	直腸機能障害でストーマ造設者
紙おむつ等	3歳以上で次のいずれかに該当する者 ① 治療によって軽快の見込みのないストーマ周辺の皮膚の著しいびらん、ストーマの変形のためストーマ用装具を装着できない者 ② 先天性疾患(先天性鎖肛を除く。)に起因する神経障害による高度の排尿機能障害又は高度の排便機能障害のある者 ③ 先天性鎖肛に対する肛門形成術に起因する高度の排便機能障害のある者 ④ 脳性麻痺等脳原性運動機能障害により排尿又は排便の意思表示が困難な者
収尿器	高度の排尿機能障害である者
居宅生活動作補助用具	下肢、体幹機能障害又は乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害(移動機能障害に限る。)3級以上の者(ただし、特殊便器への取替えをする場合は上肢障害2級以上の者)、難病患者等で、下肢又は体幹機能に障害のあるもの(3歳以上)